

**2025-2027 年度青年研修「再生可能エネルギーC」
研修委託契約 業務概要**

1. 研修コース概要

- (1) 研修コース名：2025-2027 年度青年研修「再生可能エネルギーC」202413891J001
- (2) 技術研修期間(2025 年度)：2025 年 11 月 30 日～2025 年 12 月 18 日(予定)
- (3) 研修員(2025 年度)

ア. 定員：16 名

イ. 研修対象国：ガイアナ(1)、パラグアイ(1)、パレスチナ(3)、ヨルダン(3)、レソト(1)、マラウイ(2)、南アフリカ共和国(1)、ザンビア(2)、ジンバブエ(1)、セルビア(1)

ウ. 研修対象組織・対象者

(ア) 再生可能エネルギーの導入に取り組む中央または地方政府の行政官及び電力公社の職員で、帰国後も継続的に再生可能エネルギー導入に携わる者。または、当該分野の JICA ボランティア事業のカウンターパートであること。

(イ) 大学卒業者又は同等の知識・経験を有すること。

(ウ) 英語が堪能であること。

(エ) 心身ともに健康で支障なく研修生活を送ることができること。

(オ) 年齢は、28 歳～40 歳が望ましい。

- (4) 研修使用言語：
英語

- (5) 研修の背景・目的：

青年研修事業は、日本の技術協力の一環として開発途上国の青年層を対象に、日本の経験や技術を理解する基礎的な研修を行い、将来の国づくりを担う人材を育成することを目的としている。本研修(2025年度)は、大洋州、南米、中東・西アジア、アフリカ地域、バルカン半島からの 7 カ国を対象としています。

近年、持続可能な開発目標(SDGs)とカーボンニュートラルの実現が重要な課題となっている中で、大洋州地域では脱炭素化に向けた気候変動対策が進展している。また、南米ガイアナでは再生可能エネルギーの可能性が高まり、パラグアイは水力発電によるほぼ 100%の電力供給を実現している。さらに、パレスチナやヨルダンは、エネルギー安全保障の向上を目指し、化石燃料から再生可能エネルギーへの転換を推進中である。一方、アフリカ地域は、原油や天然ガス、太陽光、風力など多様なエネルギー資源を有していますが、まだその利用は限られている。レソト、マラウイ、ジンバブエ、南アフリカの各国は、電力不足の解消と気候変動への対応としてグリーンエネルギーへの転換を図っている。

このような背景を踏まえ、本研修では太陽光発電、風力発電、バイオマス、地熱発電などの再生可能エネルギーの基本原理や特徴、利用促進策、維持管理に必要な知識や技術を習得することで、研修参加者が自国の持続可能な開発に寄与すること、併せて、研修参加者が日本の技術が発展した歴史、経験や文化、社会的な背景を理解できることを目的としている。

(6) 案件目標

再生可能エネルギーの基本原理・特徴、利用促進策、維持管理のために必要な知識および技術を習得し、各国の事情に適した再生可能エネルギーの普及にかかるアクションプランの提案を行う。

(7) 単元目標(アウトプット)

- ア. 日本における再生可能エネルギーの基礎的な技術や制度に関する知識を習得する。
- イ. 日本において、再生可能エネルギー導入が促進した歴史、経験や文化、社会的な背景を理解する。
- ウ. 対象国の開発課題解決への取り組みに資する知識・意識を向上させる。

(8) 研修内容

ア. 研修項目

本コースのカリキュラム構成での留意点は、概ね以下の項目からなる。本邦到着前に提出されるジョブレポート案において抽出された課題・問題点を念頭に置き、講義で学んだことについて自身で考え、実習で理論を体得し、見学・研修旅行で実例を持って確認することを基本プロセスとし、研修を踏まえて、最終的には課題解決のためのアクションプランを作成することを目指す。

【事前活動】

自国におけるエネルギー需給の現状や課題、所属組織等に関するジョブレポートの作成・提出

【本邦研修】

以下の内容に関する講義、討議、視察および実習等を行う。

- (ア) ジョブレポート発表会（研修員自国の紹介と問題の共有）
- (イ) 再生可能エネルギー概論
- (ウ) カーボンニュートラルに関する電力業界への影響
- (エ) 小水力発電技術概論
- (オ) 地熱発電技術概要

- (カ) 太陽光発電概論
- (キ) 再エネ導入と系統安定化
- (ク) 電力の平準化を図るための大規模蓄電システム
- (ケ) 水素エネルギー概論
- (コ) 北九州市の再生可能エネルギーへの取り組み
- (サ) 政府の再生可能エネルギーへの取り組み
- (シ) アクションプラン発表会（研修成果の発表・共有）

① 研修方法

(ア) 講義

共創の仕掛け(アクティブ・ラーニング、研修員間の協議等)を準備し、必要に応じて視聴覚教材を駆使して、研修員の理解を高めるよう工夫する。

(イ) 演習・実験／実習

講義との関連性を重視し、テキストを参照しながら講義で学んだ内容の確認と応用力を養えるように工夫し、帰国後の実務により活用することを目指す。

(ウ) 見学・研修旅行

講義で得られた知見をもとに関係者との意見交換を通じて、事業実施において実践可能な知識・技術を習得できるように努める。研究機関だけではなく地方自治体や、民間企業への訪問も含め、より適応範囲の広い技術が習得できるように工夫する。

(エ) レポートの作成・発表

各レポートの作成・発表にあたっては、各研修員の問題意識について研修員・日本側関係者間で相互理解を深めるよう配慮し、あわせて帰国後の問題解決能力を高めるよう努める。

(オ) 当機構が実施するプログラム

ア. 来日ブリーフィング(0.5 日間)

来日時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を、通常来日の翌日に実施する。

イ. ジェネラル・オリエンテーション(1.5 時間)

技術研修に先立って、日本滞在中の必要知識として、日本の政治・経済、歴史、社会制度等についてオリエンテーションを行う。

ウ. 交流プログラム(3 時間)

研修員と市民グループとの相互交流を通じて、「国際理解」および「国際協力」への理解を深めることを目的とする。

エ. 日本語講義(3-5 時間)

オ. ホームステイもしくはホームビジット(土日利用)

カ. 評価会(1 時間)

キ. 閉講式(1時間)

2. 委託業務の内容

(1) 契約履行期間: 別紙1の1(3)のとおり

(2) 業務の概要

1. 研修コース概要(6) 案件目標および(7) 単元目標を達成するため、

(3) 詳細

1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成

2) 講師・見学先・実習先の選定

3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信

4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認

5) 講師・見学先への連絡・確認

6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認

7) 講義室・会場等の手配

8) 使用資機材の手配

9) テキストの選定と準備(翻訳・印刷業務含む)

10) 講師への参考資料(テキスト等)の送付

11) 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA
への報告

12) 講師・見学先への手配結果の報告

13) 研修監理員との連絡調整

14) プログラム・オリエンテーションの実施

15) 研修員の技術レベルの把握

16) 研修員作成の技術レポート等の評価

17) 研修員からの技術的質問への回答

18) 研修旅行同行依頼文書の作成・発信

19) 評価会、技術討論会(各種レポート発表会含む)の準備、出席

20) 閉講式実施補佐

21) 研修監理員からの報告聴取

22) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き

23) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成

24) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

(注) 上記業務内容は予定段階のもので、詳細については変更されるがあります。

3. 留意事項

- (1) 当機構は、本研修コース実施にあたって英語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を1名配置予定です。研修監理員は、JICA が実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ(通訳)、研修員の研理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICA は登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します(委任契約)。
- (2) 研修員及び同行者(上限1名)の研修旅行にかかる国内移動・宿泊については、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行います。
- (3) 本業務概要は予定段階のものであるので、詳細については変更となる可能性があります。
- (4) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

以上